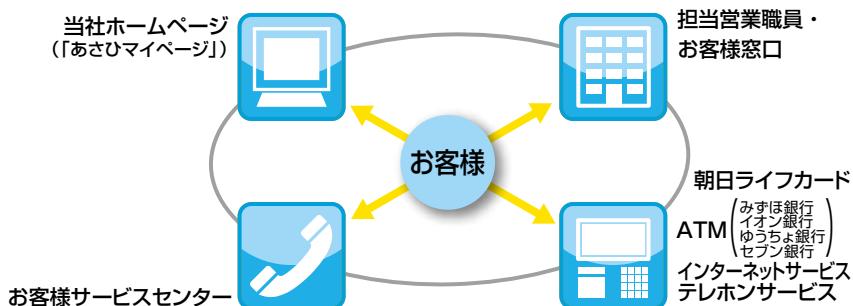


サービスネットワークの充実

より良いお客様サービスのために

サービスネットワークの充実

当社では、より多くのお客様のご要望にお応えできるよう、さまざまなサービスネットワークをご用意しています。



当社ホームページ

当社ホームページでは、お客様へのお知らせ、お客様窓口のご案内や、資料請求、ご契約に関する各種手続きを承っています。

●あさひマイページ

ご契約者様専用インターネットサービス「あさひマイページ」にご登録いただくことで、「ご契約内容照会」「保険料振替口座に関する変更手続き」「保険王積立金引出し・契約者貸付等の各種資金取引」「ご利用明細のメール通知サービスの提供」「各種保全請求書の郵送依頼」「テレホンサービスのご利用」等のサービスを年会費・登録料無料でご利用いただけます。「あさひマイページ」のご登録は、当社ホームページのトップページより、簡単に行えます。なお、ご登録後は専用画面にログインしていただくことで各種サービスがご利用いただけます。

朝日生命ホームページ：<http://www.asahi-life.co.jp>

朝日ライフカード

「朝日ライフカード」をお持ちのお客様は、下記の方法で保険王積立金引出し・契約者貸付等のお取引を簡単・便利にご利用いただけます。

●みずほ銀行ATM・イオン銀行ATM・ゆうちょ銀行ATM・セブン銀行 ATM



●インターネットサービス(パソコン*・スマートフォン*・iモード携帯電話)

*パソコン、スマートフォンでのご利用は、「あさひマイページ」のご登録が必要です。

●テレホンサービス

下記受付電話番号にダイヤルのうえ、音声メッセージに従ってご利用いただけます。

(受付電話番号)

固定電話でのご利用

0120-130-644

携帯電話・PHSでのご利用

042-338-7130

※固定電話でのご利用は、プッシュボタン方式の電話機でのお取扱いのみとなっています。

※回線はプッシュ回線にてご利用いただけます。ダイヤル回線をご使用の場合は「プッシュトーン」に切り替えてご利用ください。

※携帯電話・PHSでのご利用は、通話料金が有料となります。

お客様サービスセンター

お電話によるご契約に関するご照会・ご相談・各種手続きのお申出を「お客様サービスセンター」にて承っています。全国のお客様にご利用いただけますようフリーダイヤルを導入しています。

お客様サービスセンター

0120-714-532

※受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

(但し、祝日、12月31日～1月3日を除きます)

当社ホームページ(「あさひマイページ」)またはお客様サービスセンターでのお取扱い

当社ホームページ(「あさひマイページ」)またはお客様サービスセンターでは次のお手続きを承っています。
(但し、ご照会・お申出の内容によりましては一部お取扱いできない場合がありますので、担当職員までお問い合わせください。)

このような場合	必要となるお手続き	当社ホームページ (「あさひマイページ」)	お客様 サービスセンター
お引越しされたとき	住所・電話番号変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	保険料振替口座変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ご結婚されたとき	名義改姓	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	受取人変更	—	<input type="radio"/>
	保険料振替口座変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
資金がご入用になったとき	保険積立金引出し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	契約者貸付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	各種すえ置き金引出し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ご退職されたとき	保険料払込方法変更	—	<input type="radio"/>
入院や手術をされたとき	各種給付金の請求	—	<input type="radio"/>
ご契約内容を確認したいとき	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

保険金・給付金のご請求手続きの流れは以下のとおりです

保険金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となります。保険金等の支払事由が生じた場合はもちろんのこと、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合等につきましては、お客様サービスセンターにご連絡ください。

お客様

1. ご請求のお申出

保険証券等をご用意のうえ、ご連絡ください。

- (1) 病気やケガで入院・手術・通院された場合
証券記号番号、被保険者名、初診日・事故日、傷病名、入退院日、手術名・手術日、通院日 等
- (2) お亡くなりになられた場合
証券記号番号、被保険者名、お亡くなりになられた日・原因、入院・手術・通院の有無 等

2. 必要書類のご準備・ご提出

案内に沿って病院発行の診断書等、必要な書類をご準備・ご提出ください。

3. お支払内容のご確認

郵送するお支払明細書の内容をご確認ください。

朝日生命

ご請求にあたっての説明と必要な書類をお届け(郵送)します。

* ご契約内容に応じ、確認させていただく項目が異なる場合があります。
また、当社担当者が病名や事故状況等の詳細をお伺いすることがあります。

ご提出いただいた書類をもとに、ご指定の受取人口座へ送金します。

* 事故状況やご加入前の健康状態等について、保険金・給付金をお支払いするための確認・照会にお伺いすることがあります。
この場合、お支払いまでに日数がかかることがあります。
* ご請求内容によっては、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

* ご加入の生命保険種類・内容によって、お手続きが異なる場合があります。

生命保険事業は極めて公共性・社会性の高い事業であり、事業の存立・発展は広く社会の理解と信頼を得てはじめて成り立つものであります。こうした観点から、当社では、さまざまな情報を、ご契約者はもちろん、多くの皆様に積極的に提供しています。

情報発信

経営に関する情報

- 朝日生命の現状(保険業法第111条にもとづいて作成しているディスクロージャー資料)
- インフォメーション－業績のあらまし－

朝日生命キャラクター

当社では、平成9年1月よりイメージキャラクターとして性別・年齢を問わず幅広いファン層を持つ菅野美穂さんを起用し、テレビCM、ポスター等を通じ、皆様に親しまれる広告宣伝活動を展開しています。また平成21年4月よりマスコットキャラクターとして株式会社サンリオの「シナモロール」を起用し、各種資料やノベルティグッズなどに活用することにより、当社への親近感の訴求やお客様とのコミュニケーションの促進を図り、更なるお客様サービスの充実に努めています。



菅野美穂さん



©2001, 2015 SANRIO CO.,LTD. APPROVAL No.G560574
シナモロール

インターネットを通じた情報提供・保険手続き(一部)の受付け

当社に関するさまざまな情報の提供と保険手続きの受付けなどを目的として、ホームページを開設しています。

平成24年8月には、スマートフォンユーザーの急速な拡大に対応するため、全てのページがスマートフォンから閲覧できるよう、サービスの向上を図りました。また、平成25年4月には、ご契約者専用サービス「あさひマイページ」を開設し、ホームページから各種保険手続きをご利用いただけるようになりました。今後とも、お客様にタイムリーな情報を提供すべく、当社ホームページの充実に努めています。

朝日生命ホームページの主な掲載内容

会社情報

- 会社紹介(会社概要・ディスクロージャー資料等)
- 電子公告(決算公告等)
- 広告宣伝活動(CMオンライン)
- 社会貢献活動
- プレスリリース

商品情報

- 保険王プラス
- あんしん介護
- かなえるプラス
- ハハの幸せ コの幸せ
- その他の保険商品
- 資料請求



ご契約者様専用サービス

- あさひマイページのご案内
- お手続き一覧
- ライフカードのご案内・お手続き
- 保険金・給付金のご請求について

お問い合わせ先のご案内

- 朝日生命の全国サービスネットワーク
(お客様サービスセンター等)
- インターネット・電話・ATM等でのお手続き

用語集

お客様サービスの向上をサポートする情報システム

情報システムの変革

当社は從来より一貫して情報システムの活用に積極的に取組んでおり、経営戦略に対応する情報システムの確立を目指して、第一次機械化～第三次機械化を経て、平成10年度には総合機械化計画「システムWIN21」を実施し、個人保険新契約・契約管理システムを全面再構築しました。

その後も、平成13年度に全職員に1人1台事務端末を配備。平成21年度には事務端末の刷新や業務システムのWeb化を実施したほか、業界に先駆け導入した光回線によるネットワークの高速・大容量化などにより、変化に強く柔軟性の高いシステムインフラへと変革を進めています。

ご加入からお支払まで、お客様に安心をお届けするためのシステム強化

当社では、個人保険契約管理システム強化の一環として、平成21年度に柔軟性の高い新たな新契約システム『ハロー☆システム150』を稼動させたことで、商品開発力・システム対応力が大幅に強化されました。これらの取組により、平成22年4月より発売した「保険王プラス」を中心としたお客様の多様なニーズにお応えできる新商品・サービスを提供しています。

また、保険金・給付金の適切な支払管理態勢について、保険金・給付金を確実にお支払いしていくために、保険金等のお支払に関するシステム（『保険金・給付金 総合案内システム』『支払査定サポートシステム』『支払案件管理システム』）の機能向上に継続して取組んでいます。

平成24年10月には、お客様に対して常に最適な商品・サービスを提供するために、統合型お客様情報システム『ACTION』を稼動させました。

更に、平成25年7月には、来店型保険ショップ・銀行窓口販売等の代理店チャネル向けの商品開発をより機動的に行うため、新たに代理店チャネル専用システムを導入しました。

新中期経営計画「SHINKA」では、お手続きの電子化・ダイレクト化・ワンストップサービス化など、お客様の多様なニーズにお応えする簡便・スピーディーな手続きの実現に向けてシステム開発・強化に取組んでいきます。

当社では、こうしたシステム開発面の諸対応を通じて、高品質なお客様サービス・迅速なお客様対応を将来にわたり確実にご提供し、お客様サービスの向上に役立てていきます。

情報センター「多摩本社ビル」

当社の情報センターは東京・多摩センターにある朝日生命多摩本社ビルです。コンピュータ棟と、オフィス棟で構成されたインテリジェントビルです。

コンピュータ棟は、当社の全国の拠点からオンラインネットワークによって集まったお客様のデータを集中管理しています。3次元免震床を採用した地震対策のほか、万全のセキュリティシステムによりデータの保護を実施しています。

オフィス棟では、充実した設計・開発環境のもと、システム設計機能の拡張および開発生産性の向上を図っています。

また、オンラインの稼動状況を一元的に監視し、オンラインシステムの信頼性の向上に努めています。

このほか、多摩本社ビルには自家発電機を設置しており、停電時にもシステムが停止することはありません。更に、大地震等により多摩本社のコンピュータが被災した場合でも、お客様へのサービスを継続して提供できるよう、別の地域にバックアップシステムを備えており、災害に対する準備も万全です。



多摩本社

当社では、お客様の多様化するニーズに即応することを目的として、平成3年6月より営業職員用端末「ハンディアイ」を導入しました。

そして、平成7年10月導入の「ハンディアイⅡ」、平成12年10月導入の「ハンディアイⅢ」、平成18年1月導入の「ハンディアイⅣ」を経て、平成24年1月より、5世代目となる「ハンディアイⅤ」を稼動させています。

「ハンディアイⅤ」では、従来モデル以上に様々な機能を搭載していますので、これからも、お客様に迅速かつ適切なサービスの提供を行っていきます。

“お客様と一緒に考える生活設計”を一層すすめていきます

ハンディアイⅤシステムの主な特長

【充実のプラン設計機能】

「ハンディアイⅤ」には、お客様のライフプランにあわせて、お客様と一緒に生活設計を行い必要な保障を診断する「あさひのライフプラン」を搭載しており、老後保障を含めて最適なプランをわかりやすくご提案する機能を備えています。

【強固なセキュリティシステム】

「ハンディアイⅤ」では、各種情報を本社センターサーバで一元管理しており、加えてハードディスクの暗号化を実施しています。更に、外出時でもお客様の情報を端末内に一切保持しないため、大切なお客様の情報を安全に守ります。

【多彩な営業支援システム】

「ハンディアイⅤ」では、上記の【充実のプラン設計機能】に加えて、お客様のパソコンにご提案内容を送信できる電子提案書の機能も備えています。また、モバイル通信機能を搭載しているため、お客様訪問時も最新の情報を取りながらその場でご契約内容のご説明や最適な保険商品のご案内等が可能です。

これらのシステムを活用し、お客様にご満足いただけるコンサルティングを更に推進していきます。

ハンディアイⅤシステムの主な機能

- 保険契約内容に関する各種照会
- 各種情報提供
 - ・保険設計書
 - ・あさひのライフプラン
 - ・動画を利用した会社案内
 - ・eメール



ハンディアイV

時代の変化に即応した教育

少子高齢化の進展やライフスタイルの変化等により、お客様のニーズは複雑・多様化しています。

このような時代の変化にともない、生命保険会社においても、当社の「保険王プラス」のような保険ユニットを組み合わせた商品など、従来にはない特長・仕組みをもつ商品が登場してきています。

このように、お客様のさまざまなニーズに対応し、商品内容が多様化するにしたがって、販売・アフターサービス等に従事する営業職員や募集代理店の役割は、ますます重要になってきています。

当社ではライフコンサルタントとして使命感をもち、お客様の多様なニーズに応えうる知識・技術などを持つ営業職員・募集代理店を育成するために、一貫した教育体系による教育・研修を行っています。

また、長期的な視野に立った営業職員の育成を強化するため、入社1~3年目の営業職員に対する教育の充実を図った育成体制を推進しています。入社初期における実践教育の充実を図り、お客様のニーズに応えうる高度な営業体制を構築していきます。

教育体系

採用対象者に対する採用前教育

入社前の採用対象者に対し、「営業所長面接」「入社説明会」等を実施しています。

「営業所長面接」では、勤務場所としての営業所を実際に見学していただき、研修や育成のスケジュール・仕事のすすめ方・就業規則等について説明を行い、生命保険や当社についての理解を深めていただきます。

また、「入社説明会」では、生命保険の基本的な仕組みや営業職員の仕事の内容などについてより詳しい研修を行い、お客様から信頼される人材の採用に努めています。

営業職員に対する採用後教育

採用後の初期教育として、業界共通カリキュラムに対応した「一般コース研修」と当社独自の研修・実践教育により、お客様の立場に立ったコンサルティングを行うための販売技術や専門知識の習得に努めています。また、実践的な販売技術の習得や、生命保険の知識はもとより、金融・税務等幅広い知識と技術の習得に向けた国家資格「FP(ファイナンシャル・プランニング)技能士」の取得を推進し、ご家庭の生活設計から会社経営者のリスクマネジメントまで、コンサルティングセールスを実践できる優秀な営業職員を多数育成することに力を注いでいます。

営業職員に対する継続的・反復的教育

ご契約者保護やお客様満足度向上の観点から、全営業職員を対象として継続的に研修を行う「あさひマスターコース」を実施しています。

「コンプライアンス」に加え、「商品の説明」「各種お手続き」といったお客様に提供するサービス全般について、月1回の集中研修を行うとともに、お客様への適切な説明に向けた話法教育を毎日行うなど、継続的・反復的な教育を実施しています。

研修・育成機構

営業職員に対しては、統括本部・統括支社・支社に研修教室・実践育成センターを設置し、集合教育(知識教育、実践教育)を行っています。加えて、「職域コンサルティング営業室」を通じて、高度な販売スキル・FP(ファイナンシャル・プランニング)知識習得を目指した教育を実施しています。

また、研修施設として、高円寺研修センター(東京都杉並区)を設置し、管理職、営業担当スタッフ、営業職員などを対象として、課題別の集合研修を行っています。

さらに、DVD教材や営業用携帯端末「ハンディアイ」の活用により、研修効果を高めています。

募集代理店に対する教育

募集代理店として委託する前に「委託業務説明会」を実施しています。「委託業務説明会」では、契約条件・委託する業務内容の確認など代理店独自の事項について説明・教育を行っています。

委託後は、業界共通カリキュラムに対応した登録前・登録後研修などにより、販売技術や専門的な知識の付与を行います。



業界共通試験への取組み

営業職員・募集代理店に高度な専門知識を付与し、販売技術の向上を図るために、当社では専門課程試験・応用課程試験等の受験を積極的に推進し、合格に向けた教育体制を整えています。

●一般課程試験

営業職員・募集代理店として必要とされる生命保険の基礎知識を修得するための試験です。

この試験に合格のうえ、登録されてはじめて生命保険募集人として販売活動を行うことができます。

●専門課程試験

生命保険販売に関連する専門知識と周辺知識を修得し、お客様ニーズへの基本的対応力を高めることを目的としています。この試験の合格者には、生命保険協会より「ライフ・コンサルタント(略称LC)」の称号が授与されます。

●応用課程試験

専門課程試験で得た知識を活かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な知識を修得することを目的としています。この試験の合格者には、生命保険協会より「シニア・ライフ・コンサルタント(略称SLC)」の称号が授与されます。

●変額保険販売資格試験

変額保険の販売に従事するために必要な一定水準以上の専門知識、販売上の心がまえを確認する資格試験で、合格後、生命保険協会に登録します。

●生命保険大学課程試験

この試験はファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な生命保険およびその関連知識を、より専門的なレベルで修得することにより、真の生命保険ファイナンシャルプランナーの育成を目的としています。生命保険大学課程試験の全科目(6科目)に合格し、一定の要件を満たすと、生命保険協会より「トータル・ライフ・コンサルタント[生命保険協会認定FP](略称TLC)」という称号が授与されます。

「ファイナンシャル・プランニング(以下、FP)技能検定」への取組み

高度化するお客様ニーズに的確に対応したコンサルティングセールスを実践していくために、当社では「FP技能検定」の受験を積極的に推進し、合格に向けた教育体制を整えています。

「FP技能検定」は「職業能力開発促進法」にもとづく国家試験であり、生命保険の知識はもとより金融・税務等の幅広い知識を備え、お客様に総合的なアドバイスができるスキルを習得することを目的としています。「FP技能検定」の合格者には、国家資格「FP技能士」の称号が付与され、「FP技能士」には1級技能士～3級技能士までの等級があります。

私たちの人生では、出生から老後にいたる過程の中で、ライフステージは刻々と変化していきます。また、高齢化社会の進展あるいは各種の社会保障制度の改革など生活環境の変化や、個人の価値観の多様化に伴い、生命保険に対するお客様のニーズも多岐にわたっています。こうしたなか、当社では、それぞれのライフステージで求められるお客様個々のニーズに的確にお応えし、お客様にとってわかりやすく、かつ、真にお客様の生活に役立つ保障を提供できるよう商品開発を行っていきたいと考えています。

主な商品ラインナップ

〈積立保険・指定契約〉



●「保険王プラス」は、死亡保障、介護保障、医療保障、所得保障、積立機能(貯蓄機能)をそれぞれの保険ユニット(単体商品)で組み合わせ、ライフステージやニーズの変化に応じた保障をオーダーメイドで準備できる保険です。

●加入後は「保障見直し制度」で、一部の保障だけ見直すことや、新たな保障を追加することができます。

保険王プラスの構成

「保険王プラス」では、下記①～⑨の保険ユニット(単体商品)をご用意しています。

死亡保障

- 1 万一のときに定額の年金が支払われる「長期生活保障保険」「新長期生活保障保険」や、万一のときにまとまった一時金が支払われる「普通定期保険」「普通終身保険(低解約返戻金型)」があります。
- 2 万一のときの保障に加えて、生活や仕事に支障をきたす所定の状態のときに、定額の年金があらかじめ定めた年齢まで支払われる「特定生活障害年金保険」があります。

介護保障

- 3 公的介護保険制度で要介護1以上の認定を受けたときに、要介護度に応じて生涯の年金が支払われる「介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)」があります。
- 4 公的介護保険制度で要介護1・2の認定を受けたときに、保険料のお払込みが免除となり、負担の大きい要介護3以上の認定を受けたときに、一時金が支払われる「介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)」があります。

あんしん介護



介護への不安に対して、あんしんをお届けしたいという「あんしん介護」の商品コンセプトが高く評価されグッドデザイン賞を受賞しました。



医療保障

- 5 病気やケガで入院したときや、所定の手術、放射線治療、特定検査を受けたときに、給付金が支払われる「医療保険(返戻金なし型)(2010)」があります。
- 6 「7つの生活習慣病」で入院のときに入院給付金が、7大疾病で所定の状態・手術のときに一時金が支払われる「生活習慣病保険(返戻金なし型)」があります(ご加入後90日目までのがんは支払対象となりません)。
- 7 がんで入院のときなどに給付金が支払われる「がん保険(返戻金なし型)(2015)」があります。また、特約を付加することで、手術・放射線治療・抗がん剤治療などにも備えることができます(ご加入後90日目までのがんは支払対象となりません)。

所得保障

- 8 病気やケガで働けない状態が120日継続したときに、入院中だけでなく在宅療養中も、毎月、給付金が支払われる「所得保障保険(返戻金なし型)」があります。

積立機能(貯蓄機能)

- 9 契約全体のキャッシュ・フローを管理する「利率変動型積立保険」では、一時金の払込みや積立金の引出しを自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積立てて将来に備えることができます。

〈積立保険・指定契約〉



●「かなえる医療保険」「かなえる終身保険」「かなえる定期保険」は健康に不安のあるお客様でも、簡単な告知事項に当てはまらなければお申込みいただける保険です。
※「かなえるプラス」は、引受基準緩和型商品(医療保険・終身保険・定期保険)を付加した「保険王プラス」の販売愛称です。

死亡保障

- 1 万一のときにまとまった一時金が支払われる「引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)」「引受基準緩和型定期保険(非更新型)」があります。

医療保障

- 2 病気やケガで入院したときや、所定の手術、放射線治療を受けたときに、給付金が支払われる「引受基準緩和型医療保険(返戻金なし型)」があります。

積立機能(貯蓄機能)

- 3 契約全体のキャッシュ・フローを管理する「利率変動型積立保険」では、一時金の払込みや積立金の引出しを自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積立てて将来に備えることができます。

〈積立保険・指定契約〉



●「ハハの幸せ コの幸せ」は子育て中の女性の想いを反映し、女性の視点や感性を活かして開発した、お母さまとお子さまと一緒に守る保険です。



家族をサポートする保障

- 1 お母さまが長期間にわたり、家事や育児ができない状態になったときに、お子さまが一定程度成長するまでの間、家事代行サービス費用等に活用いただける年金が支払われます。

「特定生活障害年金保険(10年確定年金)」

- 2 お母さまが、1~2ヶ月にわたり病気やケガの手当てをし、体を休めて健康の回復を図る必要があるとき等に、その間の家事代行サービス費用等に活用いただける一時金が支払われます。

「満了一時金付特定療養給付特約」

お母さまの医療保障

- 3 「医療保険(返戻金なし型)(2010)」に比べて、給付金の支払事由を限定すること等により、保険料の低廉化を実現しました。

「医療保険L(返戻金なし型)(2011)」

お子さまの医療保障

- 4 入院・手術等の支払事由はお母さまの医療保障と同じとし、くわえて、二人目以降のお子さまのご契約では保険料を割引くなど、保険料の低廉化を実現しました。

「こども医療保険L(返戻金なし型)(2011)」

積立機能(貯蓄機能)

- 5 契約全体のキャッシュ・フローを管理する「利率変動型積立保険」では、一時金の払込みや積立金の引出しを自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積立てて将来に備えることができます。

〈終身保険〉



- まとまった資金をご活用いただくことで生涯の保障を準備できます。
- ご契約後5年経過時以降、ライフプランに合わせて、終身年金・確定年金などの各種年金でのお受取りを選択することもできます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈養老保険〉



- 万一のときに、まとった一時金(満期保険金と同額)で保障します。
- 満期のときに、満期保険金をお受取りいただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈こども保険〉



- 入園・入学・進級の時期等、お子さまの成長に合わせて教育資金をお受取りいただけます。
- 満期のときに、満期保険金をお受取りいただけます。
- ご契約者が死亡・高度障害のとき、以後の保険料のお払込みは免除されます。さらに、「えくぼ」については所定の期間、育英年金を毎年お受取りいただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈個人年金保険〉



- 一定期間、年金をお受取りいただけます(5年確定年金・10年確定年金)。
- 保険料払込期間を短くし、払込満了後一定期間すえ置くことで、すえ置かない場合と比べて、より多くの年金を受け取ることもできます。
- 医師の診査や健康状態の告知は不要です。



- 保険料を一時払でお払込みいただくことで、一定期間、年金をお受取りいただけます(5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金)。
- すえ置き期間中(年金支払開始前)の死亡給付金を一時払保険料相当額に抑えることで、年金受取額を多くする仕組みとなっています。
- 医師の診査や健康状態の告知は不要です。

〈定期保険〉



- 万一のときに、まとった一時金で保障します。
- 満期保険金のない保障重点型の保険ですので、合理的に大きな保障が得られます。
- 「プレステージ2」では、ご契約後一定期間の解約返戻金を抑えることにより、低廉な保険料で保障をご準備いただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈代理店用医療保険・介護保険〉



- 入院時の入院・手術・検査・投薬費用などの医療費に加え、差額ベッド代・食事代・ご家族のお見舞時の費用などの自己負担額に備えることができる医療保険です。
- 再発や転移により入退院を繰り返すリスクのある「がん」による入院は、日数無制限で保障します。
- 手術は公的医療保険制度に連動する1,000種類以上の手術に加え、先進医療の手術も対象となります。また、「放射線治療」「骨髄移植」も保障します。
- 所定の生活習慣病または精神疾患による長期入院には「無配当特定入院継続給付特約(返戻金なし型)S」により備えることができます。
- 女性特有の病気には「無配当女性入院特約(返戻金なし型)S」により備えることができます。(愛称「スマイルメディカル スマイルレディ」)



- 健康に不安のある方にもご契約いただけるよう、ご加入時に告知いただく項目を限定し、引受基準を緩和した医療保険です。
- 告知項目を3項目のみとし、2年を経過した入院・手術歴は問いません。
- ご契約前の持病が悪化、再発した場合も保障します。

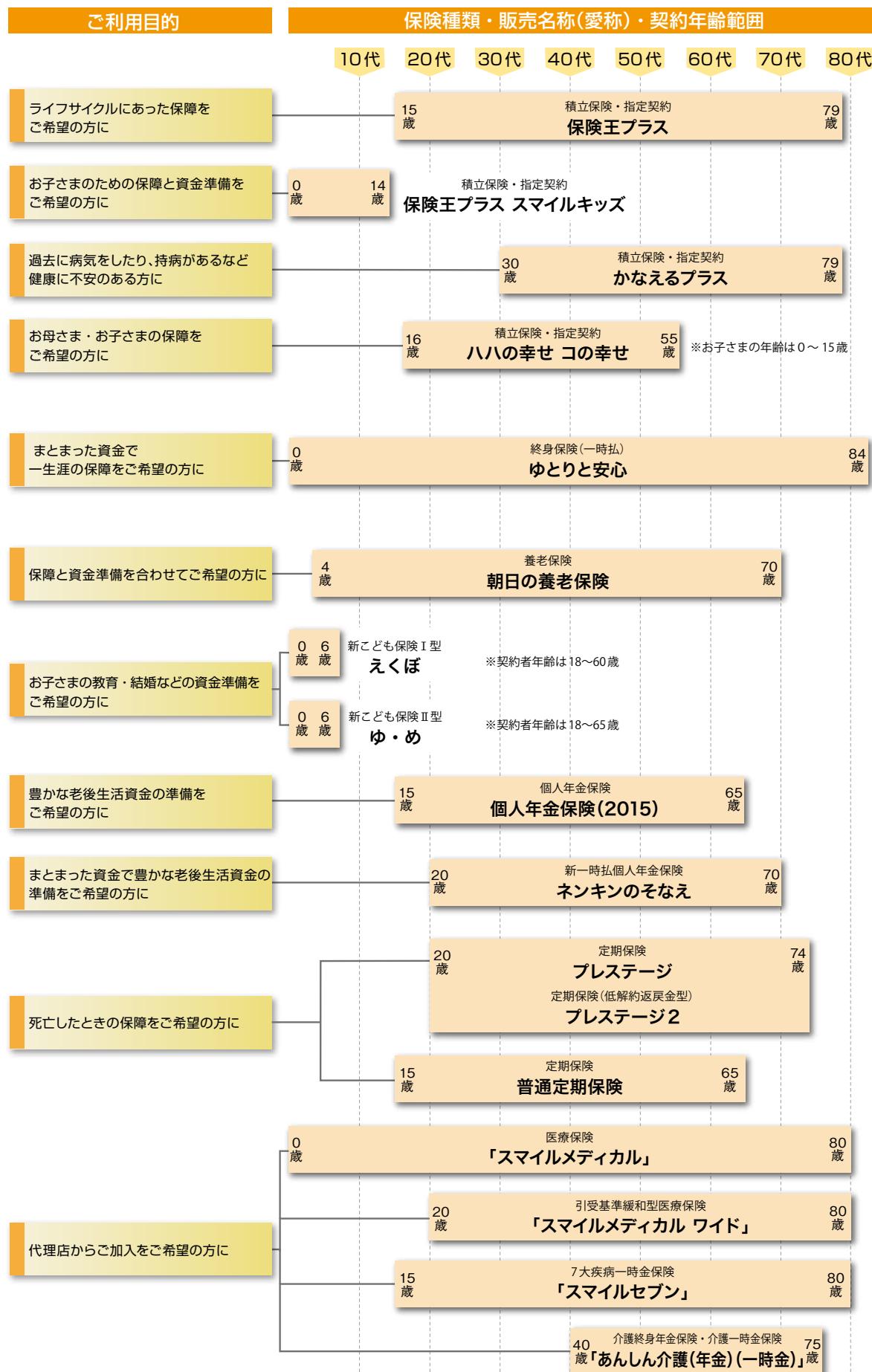


- がんをはじめとする7大疾病(「がん」「急性心筋梗塞・拡張型心筋症」「脳卒中・脳動脈瘤」「慢性腎不全」「肝硬変」「糖尿病」「高血圧性疾患」)に対して、まとまった一時金で備えることができます。
- 「保険料払込免除特則」を適用された場合には、悪性新生物および6大疾病(「急性心筋梗塞・拡張型心筋症」「脳卒中・脳動脈瘤」「慢性腎不全」「肝硬変」「糖尿病」「高血圧性疾患」)により所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みは不要となります。



- 介護にともなう一時的な多額の出費には「あんしん介護(一時金)」、日々の出費には「あんしん介護(年金)」で備えることができます。
- お受取りが公的介護保険制度の要介護認定に連動しており、わかりやすく介護のリスクに備えることができます。
- 要介護1以上に認定された場合、以後の保険料払込みは不要となります。

個人向け商品一覧



※上記は、個人向け商品の特長を記載したものです。商品の詳細につきましては、「パンフレット」「ご提案書(契約概要)」をご覧ください。
なお、ご契約の際には、「ご契約のしおりー定款・約款」を必ずご覧ください。

インフォメールあさひ

個人保険・事業保険(一部を除く)のご契約者あてに、毎年1回郵送します。

大切な内容をお知らせしていますので、お手元に届いた際は是非ご覧ください。

[インフォメールあさひの内容]

「ご契約者のみなさまへ」

決算のお知らせや保険金・給付金のご請求手続きなど、当社の現況と諸手続きをお知らせしています。

「ご契約内容のお知らせ」

保障内容や配当金情報など、ご契約の現況をお知らせしています。また、所定の要件を満たした契約については、冊子の先頭に『生命保険料控除証明書』を添付しています。



あさひマイページ

ご契約者様専用インターネットサービス「あさひマイページ」にご登録いただくことで、「ご契約内容照会」「保険料振替口座に関する変更手続き」「保険王積立金引出し・契約者貸付等の各種資金取引」「ご利用明細のメール通知サービスの提供」「各種保全請求書の郵送依頼」「テレホンサービスのご利用」等のサービスを年会費・登録料無料でご利用いただけます。「あさひマイページ」のご登録は、当社ホームページのトップページより、簡単に行えます。なお、ご登録後は専用画面にログインしていただくことで各種サービスがご利用いただけます。

朝日生命ホームページ：<http://www.asahi-life.co.jp>

朝日ライフカード

「朝日ライフカード」をお持ちのお客様は、みずほ銀行ATM・イオン銀行ATM・ゆうちょ銀行ATM・セブン銀行ATMの各ATM、インターネットサービス(パソコン*・スマートフォン*・iモード携帯電話)、テレホンサービスにより、保険王積立金引出し・契約者貸付等のお取引を簡単・便利にご利用いただけます。

*パソコン、スマートフォンでのご利用は、「あさひマイページ」のご登録が必要です。



暮らしに役立つ、その他の情報提供

SANSAN (月刊)

各界の著名な方々へのインタビューをはじめ、旅、クッキングなど生活に役立つ内容を満載した生活情報誌

野菜俱楽部(月刊)

旬の野菜とその料理法を取り上げた料理レシピ冊子

あさひホットメール(月刊)

生活や健康に役立つ情報・データなどを掲載したチラシ



「保険王プラス」経営者プラン・経営者保険「プレステージ」「プレステージ2」は、万一の場合の備えと退職慰労金の財源を合理的に準備できます

「保険王プラス」経営者プランの特長

- 経営者・役員の方が万一のときに、短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金として、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには、相続・事業承継対策資金としてご活用いただけます。
- 経営者・役員の方が要介護状態になり、経営から離れることを余儀なくされたときの「事業保障資金」として「介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)」がお役に立ちます。
- 経営者・役員の方が7つの生活習慣病により長期の休業を余儀なくされたときの「休業リスク」に備えるために、「生活習慣病保険(返戻金なし型)」がお役に立ちます。
- 経営者・役員の方が「がん」により長期の休業を余儀なくされたときの「休業リスク」に備えるために、「がん保険(返戻金なし型)(2015)」がお役に立ちます。
- 利率変動型積立保険の積立金を経営者・役員の方の退職慰労金の一部としてご利用いただけます。
- 画期的な保険システムにより、経営状況に合わせて保障内容・保険料・保険料払込期間を変更できるなど合理性と融通性をご提供します。

経営者保険「プレステージ」「プレステージ2」の特長

- 経営者・役員の方が万一のときに、短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金として、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには、相続・事業承継対策資金としてご活用いただけます。
- ご勇退時に保険契約を解約することにより、解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただけます。
- 事業計画・勇退年齢に合わせて保険期間を選択できます。
- 「プレステージ2」では、ご契約後一定期間の解約返戻金を抑えることにより、割安な保険料で保障をご準備いただけます。

企業・団体向け商品（企業・団体がご契約者となって、個人保険をご利用いただくプラン）		
	ご利用目的	保険種類
経営者・役員のためのプラン (経営者プラン)	○事業保障資金の確保 (経営上の損失補填)	「保険王プラス」「プレステージ」「プレステージ2」「普通定期保険」「ゆとりと安心」「普通養老保険」
	○死亡退職金・弔慰金の確保 ○相続・事業承継対策資金の確保	「保険王プラス」「プレステージ」「プレステージ2」「ゆとりと安心」「普通養老保険」
従業員のためのプラン	○勇退時退職慰労金の準備	「保険王プラス」「プレステージ」「プレステージ2」「ゆとりと安心」「普通養老保険」
	○福利厚生(弔慰金等)の準備 ○退職金の準備	「普通定期保険」「普通養老保険」 「普通養老保険」

当社では企業の役員・従業員の福利厚生制度の運営にお役に立つ以下の企業・団体・従業員向け保険商品もご提供しています。

- | | |
|---------------------------|---|
| 《在職中の生活保障および遺族保障》 | 「(無配当)総合福祉団体定期保険」「団体定期保険」「医療保障保険(団体型)」「無配当団体医療保険」 |
| 《退職金の事前準備》 | 「新企業年金保険」 |
| 《従業員の自助努力による老後生活資金準備》 | 「拠出型企業年金保険」 |
| 《住宅ローン等の債権保全と債務者の遺族の財産確保》 | 「団体信用生命保険」 |
| 《従業員の計画的貯蓄》 | 「財形貯蓄積立保険」 |
| 《従業員のマイホーム準備》 | 「財形住宅貯蓄積立保険」 |
| 《従業員の老後生活資金準備》 | 「財形年金積立保険」 |

朝日ビジネスクラブ(ABC)

当社では、平成5年より、経営者の皆様を情報面でバックアップする「朝日ビジネスクラブ(ABC)」を運営しております。次のようなサービスを提供しています。

経営情報マガジン・ABC 〈最新のビジネス情報が満載〉

最前線のビジネス情報を満載した、オールカラーの情報誌を毎月お届けしています。また、経営者が語る「経営の転機」など、経営者の皆様にもご参加いただけるコーナーもあります。当誌は、雑誌の資料館として日本最高峰とされる「大宅壮一文庫」に寄贈保管されており、「国立国会図書館」にも納本しています。

●経営者が語る「経営の転機」

経営者の皆様の、会社経営にまつわる苦労話やサクセスストーリーをご紹介しています。

●ABC経済フロントライン

いま現実に起きている経済・社会の出来事を紹介しています。

●ABC経営セミナー

全国の中小企業で試みている新しい経営戦術や手法を実際の事例を通じて紹介しています。

●経営者のお悩み相談

話題の「相続税」等、税制改正に焦点を当て、改正による課題やその解決法などの情報を提供しています。



ABCセミナー(各界の“プロ”が講演)

各界の専門家を講師として招く経営者向けのセミナーを開催しています。

※サービス内容は今後変更になる場合があります。

※セミナーの開催は地域により異なります。

より良いお客様サービスの
ために

ご存知ですか？生命保険のしくみ

重要事項の説明について

以下の「クーリング・オフ制度」「告知義務違反」「保険金等のお支払いができない場合」「解約」など、重要事項につきましては、「ご契約のしおり」や「重要事項説明書(注意喚起情報)」に明示することで、商品のご提案およびご契約のお申込みの際に、お客様にご理解いただけるよう努めています。



「クーリング・オフ制度」について

ご契約のお申込みを撤回することができます

申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(ご契約のしおり・重要事項説明書)を受け取った日^(※1)または第1回保険料充当金の領収日^(※2)のいずれか遅い日(「責任開始に関する特約」を付加した場合^(※3)は保険契約の申込日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(ご契約のしおり・重要事項説明書)を受け取った日のいずれか遅い日)から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により取扱店または本社あてにお申出ください。なお、クーリング・オフの取扱期間内であっても、次の場合にはこの取扱いをいたしません。

- 申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用者)の場合
- 当社が指定した医師の診査が終了した場合
- 既契約の内容変更[保険金額の増額、特約の中途付加(変更)等]の場合

(※1) お申込みの際に約款冊子の交付を希望された場合は約款冊子を受け取った日を含みます。

(※2) 第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は当社着金日、ペイジーに対応した払取扱票を利用してお払込みいただいた場合はお払込日、クレジットカードでお払込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日、キャッシュレス転換制度またはキャッシュレス保障見直し制度をご利用の場合は保険契約の申込日とします。

なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初の領収日とします。

(※3) 第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合をいいます。

「告知義務」と「告知義務違反」について

ご契約に際しては事実をありのままに正確にもれなくお知らせください

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに被保険者の現在の健康状態などの重要なことがらに関して「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままにお知らせ(告知)いただく必要があります。これを「告知義務」といいます。診査を行うご契約の場合には、当社の指定した医師が被保険者の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)などについておたずねしますので、その医師にありのままをお話してください。診査を行わないご契約の場合には、告知書に被保険者(こども保険の場合はご契約者)ご自身でありのままをご記入ください。担当者に口頭でお話しされただけでは告知をいただいたことになりません。告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

なお、ご契約を解除する場合以外にも、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

次のような場合には保険金・給付金などをお支払いすることはできません

- 責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合。なお、ご契約(特約)により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取扱いがあります。
 - ・責任開始の日から2年を経過した後に開始した入院や手術
 - ・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき(事実の一部について告知いただいていること等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます)
 - ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合

- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が失効(ご契約の効力がなくなること)した場合
- 保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 責任開始の日(復活の場合は復活の日)からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合
- ご契約者・受取人などの故意により保険金・給付金の支払事由が生じた場合
- 災害保険金・入院給付金などについて、ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合

「解約」について

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等のお役に立つ大切な財産ですので、末永くご継続ください。
- ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、返戻金はお払込保険料の累計額より少ない金額になります。生命保険では、お払込みいただいた保険料は預貯金のようにそのまま積立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金などの支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後短期間でおやめになると、返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
なお、商品によっては、返戻金が全くないタイプもあります。
- 解約後、あらためてご契約されると、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。

お手持ちのご契約を活かして、以下のような制度をご利用することができます

生命保険には、ご契約者のさまざまなご事情やご要望に柔軟に対応し、ご契約を有効にお続けいただけるよう各種の便利な制度があります。

①現在のご契約の保障内容を見直したいとき

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用方法	契約転換制度	定期保険特約等の中途付加	追加契約	保障見直し制度
特長	●保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	●現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障額を増やすことができます。	●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	●「保険王」「保険王プラス」「ハハの幸せ コの幸せ」にご加入いただいている場合、お客様のライフサイクルやニーズの変化に合わせ、必要な部分だけを見直して保障を充実させることができます。
しくみ	●現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など(転換価格)を新しいご契約に充当する方法です。 	●現在の当社のご契約に定期保険特約等を新たに付加して保障額を大きくする方法です。	●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。	●現在ご契約の指定契約の一部または全部を新たな指定契約に変更したり、現在のご契約に新たに指定契約を追加する方法です。
現在のご契約	●消滅します。	●継続します。	●継続します。	●継続します。ただし、今回変更申出の指定契約は、新しいご契約に変更となります。また、被指定契約が利率変動積立型終身保険の場合には、利率変動型積立保険に変更となります。
保険料等	●契約転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により保険料を計算します。	●中途付加時の契約年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。	●追加契約のご契約時の契約年齢、保険料率により追加契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とは別にお払込みいただきます。	●変更後契約、追加契約の保険料は「保障見直し制度」ご利用時の契約年齢、保険料率により再計算します。
ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、一定の要件を満たすことが必要になります。 ●いずれの方法をご利用いただくときも、あらためて診査(または告知)が必要になります。被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。 ●現在の当社のご契約を解約することなく、そのご契約の一部の責任準備金など(転換価格)を新しいご契約に充当する「契約一部転換制度」もあります。 ●契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただくことにより、保険料算出用利率(予定利率)が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。 ●契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただく場合、特にお申出がない限り、被転換契約(契約一部転換制度について対象契約)においてすえ置かれた生存給付金・教育資金・進学資金などについては、転換時に転換価格に組み入れられます。 ●「保険王プラス」に転換されるときは、転換価格は利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ●「保険王プラス」に転換されるときは、「キャッシュレス転換制度」をご利用いただくことができます。その場合には、利率変動型積立保険の積立金に充当される転換価格は、第1回保険料相当額の貸付金の精算後の金額となります。 ●「保険王プラス」への転換時には、長期契約に対する配当金の権利は消滅します。 ●「保障見直し制度」には、「部分見直し」、「総合見直し」、「追加見直し」の3つの方法があります。 ●「保障見直し制度」をご利用いただく場合、保障内容変更価格(変更前契約や利率変動積立型終身保険の責任準備金・配当金など)は、利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ●「保障見直し制度」をご利用いただく場合、「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用いただくことができます。その場合には、ご利用されない場合に比べて、積立金の残高が保障見直し時にお払込みいただく保険料に相当する金額分だけ減少します。 ●「ハハの幸せ コの幸せ」は「保障見直し制度」のご利用で「保険王プラス」になります。 ●保障内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。 			

②保険料のお払込みが困難なとき

保険料の振替貸付

保険料が払込まれずに保険料払込猶予期間を過ぎたときは、ご契約者より反対のお申出がない限り、返戻金の範囲内で保険料をお立替えします。

払済保険への変更

保険料の払込みを中止し、その時点での返戻金を一時払の保険料として、養老保険等に変更することができます。

保険王(利率変動積立型終身保険)、保険王プラス・ハハの幸せ コの幸せ(利率変動型積立保険)の保険料の払込停止

会社所定の範囲内で、将来の保険料のお払込みを停止することができます。

③保険料の負担を軽くしたいとき

減額・特約解約

保険金額を減らしたり、特約を減額または解約し、保険料負担を軽減することができます。

保険王(利率変動積立型終身保険)、保険王プラス・ハハの幸せ コの幸せ(利率変動型積立保険)の保険料の変更

会社所定の範囲内で、定期的に払込む保険料を変更することができます。

④現金がご入用のとき

契約者貸付

解約返戻金の所定の範囲内で、現金をお貸付けする制度です。

積立配当金の引出し

配当金の受取方法が積立方式の場合、その積立配当金額の一部または全部をお引出しすることができます。

すえ置き金の引出し

生存給付金や進学資金などをすえ置かれている場合、そのすえ置き金額の一部または全部をお引出しすることができます。

保険王(利率変動積立型終身保険)、保険王プラス・ハハの幸せ コの幸せ(利率変動型積立保険)の積立金の引出し

会社所定の範囲内で、積立金をお引出しすることができます。積立金のお引出し時には、引出し金額の1%を手数料として積立金から控除します。

なお、利率変動型積立保険については、ご契約後4年目以降は引出し手数料が無料となります。

(注)上記制度をご利用の際には、所定の手続きが必要になります。また、保険種類・ご契約の現況によってはお取扱いできない場合があります。

詳しくは、当社の担当者またはお客様サービスセンター(☎0120-714-532)にお問い合わせください。